

報道機関各社 様

(新型コロナウイルス関連)

指定管理施設の利用キャンセルに伴う4月1日以降の利用料金の返金等について

標記、指定管理施設の利用キャンセルに伴う利用料金の返金等につきましては、先にお知らせしましたとおり、令和2年2月23日～3月31日までの利用予約分のキャンセル時における施設利用料金の返金等を実施しているところです(別添リリース参照)。

このたび、4月1日以降の利用予約分のキャンセル時における取扱いについて、3月27日開催の本市感染症対策本部会議における方針を踏まえ、下記のとおり返金等の対応を行うよう各指定管理者に通知いたしましたので、市民の皆様への周知にご協力賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

なお、この措置はキャンセルされた利用料金の返金について定めたものであり、札幌市以外が主催するイベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではありません。

記

1 指定管理者への通知事項(概要)

(1) 4月1日以降の予約分へのキャンセル対応について

主催者から、大規模イベント(密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター感染発生リスクが高いと主催者が判断したイベント)の中止や延期により、4月1日以降の貸室の利用をキャンセルしたい旨の申し出があった場合は、当面の間、キャンセル料を不要とし、(利用者が指定管理者に対し)すでに支払った利用料金は、返金対応を行う。

(2) 対象施設(市有施設)

変更なし 令和2年2月27日付別添リリース参照

(3) 令和2年2月23日～3月31日までの予約分へのキャンセル対応について

令和2年2月23日(日)～3月31日(火)までの利用予約をキャンセルしたものについては、引き続き、キャンセル料を不要とし、(利用者が指定管理者に対し)すでに支払った利用料金は、返金対応を行う。

2 関連リリース

別添のとおり

問い合わせ先

総務局改革推進室推進課 満保(みちやす)・田代(たしろ)

電話: 211-2061

報道機関各社 様

(新型コロナウイルス関連)  
指定管理施設の利用キャンセルに伴う利用料金の返金等について

札幌市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、札幌市の指定管理施設の利用予定をキャンセルした場合、施設利用料金の返金等を行うこととしました。つきましては、市民の皆様への周知にご協力賜りますよう、何卒よろしく願いいたします。

なお、この措置はキャンセルされた利用料金の返金について定めたものであり、札幌市以外が主催するイベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではありません。

#### 1 対象施設（市有施設）

事前予約が可能な貸室、貸スペース等の場所貸しを実施している市の指定管理施設

■ 札幌ドーム ■ 市民ホール ■ 札幌コンサートホール Kitara ■ 教育文化会館  
■ 市民交流プラザ ■ コンベンションセンター ■ 札幌駅前地下広場  
■ 体育施設（月寒体育館・星置スケート場、月寒屋外競技場・カーリング場・中央体育館・区体育館・中島体育センター等）ほか、計 223 施設

#### 2 対象期間

令和2年2月23日（日）から令和2年3月15日（日）までの間の利用分

#### 3 施設利用料金の取扱い

利用者が施設利用の中止または延期を行った場合、キャンセル料を不要とします。利用者がすでに支払った利用料金は各施設において返金対応を行います。

#### 4 利用料金返金等の背景

札幌市では、令和元年度第3回札幌市感染症対策本部会議（令和2年2月22日開催）における本部長指示にて、札幌市が主催するイベント等について、当面3週間程度、原則中止または延期としたところです。

また、札幌市以外が主催するイベント等についても、開催の可否について主催者に検討を依頼していることから、市長指示により、上記のとおり返金対応としたものです。

問い合わせ先  
総務局改革推進室推進課 満保(みちやす)・田代(たしろ)  
電話：211-2061

報道機関各社 様

(新型コロナウイルス関連)  
指定管理施設の利用キャンセルに伴う利用料金の返金等に係る  
実施対象期間の延長について

令和2年2月27日にお知らせしましたとおり、札幌市の指定管理施設について、キャンセル時の施設利用料金の返金等を実施しておりますが、北海道による緊急事態宣言に合わせ、返金対象期間を延長することといたしましたので、市民の皆様への周知にご協力賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

なお、この措置はキャンセルされた利用料金の返金について定めたものであり、札幌市以外が主催するイベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではありません。

1 対象期間

当初

令和2年2月23日（日）から令和2年3月15日（日）までの間の利用分

↓

延長後

令和2年2月23日（日）から **令和2年3月19日（木）** までの間の利用分

2 対象施設（市有施設）

変更なし 令和2年2月27日付別添リリース参照

3 施設利用料金の取扱い

変更なし 令和2年2月27日付別添リリース参照

問い合わせ先

総務局改革推進室推進課 満保(みちやす)・田代(たしろ)

電話：211-2061

報道機関各社 様

(新型コロナウイルス関連)  
指定管理施設の利用キャンセルに伴う利用料金の返金等に係る  
実施対象期間の再延長について

令和2年2月27日、及び令和2年3月2日にお知らせしましたとおり、札幌市の指定管理施設について、キャンセル時の施設利用料金の返金等を実施しておりますが、本で行われた本市感染症対策本部会議における本部長指示を踏まえ、返金対象期間を再度延長することといたしましたので、市民の皆様への周知にご協力賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

なお、この措置はキャンセルされた利用料金の返金について定めたものであり、札幌市以外が主催するイベント等の開催について、一律の自粛要請を行うものではありません。

1 対象期間

これまで

令和2年2月23日（日）から令和2年3月19日（木）までの間の利用分

↓

再延長後

令和2年2月23日（日）から令和2年3月31日（火）までの間の利用分

2 対象施設（市有施設）

変更なし 令和2年2月27日付別添リリース参照

3 施設利用料金の取扱い

変更なし 令和2年2月27日付別添リリース参照

問い合わせ先

総務局改革推進室推進課 満保(みちやす)・田代(たしろ)

電話：211-2061